

様式44

令和6年 6 月 27 日

三重県知事

あて

医療法人の住所 三重県員弁郡東員町大字穴太2000番地

医療法人の名称 医療法人大仲会

理事長名 佐藤 俊昭

電話 0594(76)5511

決 算 届

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算を終了したので、医療法
第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人大仲会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県員弁郡東員町大字穴太 2 0 0 0 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 5 1 年 5 月 2 1 日

(4) 設立登記年月日 昭和 5 1 年 5 月 2 7 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	大仲さつき病院	2412105112	三重県員弁郡東員町 大字穴太2000番地	精 神 病 床 242床
診療所	大仲ファミリー クリニック	2410105544	三重県桑名市大仲新田 屋敷327-2	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーションひばり	三重県員弁郡東員町 大字穴太2000番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月31日 第21期 事業報告承認
 令和5年5月31日 第21期 決算承認
 令和6年3月27日 第23期 事業計画及び収支予算の承認
 令和6年3月27日 第23期 借入最高限度額の決定
 令和6年3月27日 社員の入退社の件
 令和6年3月27日 役員選任の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式2

法人名 医療法人 大仲会
所在地 三重県員弁郡東員町大字穴太2000番地

※医療法人整理番号 A37

財 産 目 録
(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額 2,599,729 千円
2. 負 債 額 1,388,707 千円
3. 純 資 産 額 1,211,022 千円

(内 訳)		(単位:千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		948,319
B 固 定 資 産		1,630,240
C 繰 延 資 産		21,170
D 資 産 合 計 (A+B+C)		2,599,729
E 負 債 合 計		1,388,707
F 純 資 産 (D-E)		1,211,022

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 大仲会

所在地 三重県員弁郡東員町大字穴太2000番地

※医療法人整理番号 A-37

貸 借 対 照 表
(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	948,319	I 流動負債	204,642
現金及び預金	609,636	買掛金	15,471
医業未収入金	312,557	短期借入金	71,000
未収入金	1,711	未払金	20,477
医薬品	7,320	未払費用	483
給食用材料		前受金	0
貯蔵品	1,942	仮受金	0
短期貸付金	13,000	預り金	7,570
役員従業員短期貸付金		賞与引当金	88,716
仮払金	1,354	未払法人税等	61
前払費用		未払消費税	864
その他の流動資産	2,699		
貸倒引当金	-1,900	II 固定負債	1,184,065
II 固定資産	1,630,240	長期借入金	1,062,827
1 有形固定資産	1,572,661	退職給与引当金	121,238
土地	519,988	その他の固定負債	
建物	747,269		
建物付属設備	209,345	負債合計	1,388,707
構築物	31,139	純資産の部	
医療用器械備品	9,109	科目	金額
その他の器械備品	52,249	I 純資産額	1,211,022
車両運搬具	0		
その他の有形固定資産	3,562		
2 無形固定資産	2,063	純資産合計	1,211,022
電話加入権	304		
その他の無形固定資産	1,759		
3 その他の資産	55,516		
出資金	50		
差入保証金	1,750		
長期前払費用	5,638		
その他の投資	48,078		
III 繰延資産	21,170		
その他の繰延資産	21,170		
資産合計	2,599,729	負債・純資産合計	2,599,729

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 大仲会
所在地 三重県員弁郡東員町大字穴太2000番地

※医療法人整理番号 A37

損 益 計 算 書
(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,741,572
2 事業費用		
(1) 事業費	1,648,574	
(2) 本部費	0	1,648,574
本来業務事業利益		92,998
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		38,775
2 事業費用		29,284
附帯業務事業利益		9,491
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		102,489
II 事業外収益		
受取利息	6	
その他の事業外収益	52,005	52,011
III 事業外費用		
支払利息	8,720	
その他の事業外費用	12,993	21,713
経常利益		132,787
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産除却損	342	
その他の特別損失		342
税引前当期純利益		132,445
法人税・住民税及び事業税		90,696
当期純利益		41,749

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医 療 法 人 大 仲 会
理事長 佐藤 俊昭 殿

私は、医療法人大仲会の令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告致します。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議事項書・議事録等を確認するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告並びに会計帳簿の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 27 日

医 療 法 人 大 仲 会
監 事 犬飼 尚光

